

環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会（第2回会合）

議事要旨

1. 日時：平成23年12月15日（木）14:00-17:00
2. 場所：航空会館 7階 702・703会議室
3. 出席者：上妻委員長 市村委員、魚住委員、加藤委員、國部委員、佐藤委員、
富田委員、八木委員
事務局：環境省 小林上席参与、正田課長、猿田課長補佐、佐藤環境専門調査員
みずほ情報総研 熊久保、寺鍛冶、村上、並河

1. 第1章 環境報告の考え方について 討議

- C. 「環境配慮経営」の後の英語が「Environment Oriented Management」と書かれているが
必要ないのでは。p.7（國部委員）
- A. 英語を削除する。（上妻委員長）

- C. 環境配慮経営の定義のところ、「このガイドラインにおいて、環境配慮経営とは…」の最後
に、「環境配慮等の取組を総称したもの」と書かれているが、「環境配慮経営とは、環境配慮で
ある」と言葉が重複するため、「バリューチェーン全体を視野に入れて行う取組を総称したも
のである」で十分。「環境配慮等の」は必要ないのでは。p.7（國部委員）
- A. 文中から「環境配慮等の」を削除する。（上妻委員長）

- C. 1章に何箇所か、「全容」という言葉が使われているが、2章では、様々な判断をする際に、
重要な事項についてきちんと全て開示するようにといったトーンとなっている。1章にある
「全容」では、何から何まで、端から端まで開示しなければいけないような印象があるので、
多少修正した方がよい。p.4（富田委員）
- A. 文中から「全容」を削除する。（文章の流れとしてはそれほど問題ないと思われる。）（上妻委
員長）

- C. 「環境報告の基本的機能」のところ、 から までいろいろあるが、環境報告の非常に重要
な機能として、「外部のステークホルダーからのフィードバックを受ける」というのがあると
思われる。これをより明示的に出したほうがよい。p.5（富田委員）
- A. フィードバックの件は、p.5の解説： のステークホルダーの判断に影響を与える...と、p.10,11
のステークホルダー関係のところに入れて修文する。（上妻委員長）

- C. 「環境と経営の戦略的統合」とあるが、非常に抽象的な記述のため、わかりにくい。自社の環境負荷を低減するなどよりも、ビジネスを通じて、幅広く社会の環境負荷低減に資するようなものが、より積極的に見えるような形で書いた方がよい。 p.8,9 (富田委員)
- A. ビジネスを通じて社会に対して、環境負荷なり関連する負荷の削減に貢献する、といったような趣旨になるよう修文する。(上妻委員長)
- C. 解説： で「その事業活動を通じて“自然資源”を利用するとともに」とあるが、今日的には、循環資源も入ると考え、「資源」でよい。 p.5 (佐藤委員)
- A. 「自然資源を利用するとともに」ではなく、「自然資源を利用することによって大きな環境負荷を発生させている」という文脈だと思う。このように修正。(上妻委員長)
- C. 「自然資源」には、再生可能なものと、枯渇性を持つものがあり、再生可能であれば、環境負荷の発生という点では問題ないと考えられる。(魚住委員)
- C. 枯渇資源の問題と汚染の問題とを両方カバーできるような表現とした方がよい。(富田委員)
- A. 再生可能資源と再生不能資源がある、というようにここの文脈を改めるとなれば、もともと書いた意図から外れてしまう。意図がはっきりするように、修文する。(上妻委員長)
- C. 解説：にある「環境配慮経営」について、「かつ経営責任者の考えや行動が社会に反するものではなく」というと反社会的勢力を指しているような誤解を与えかねない。「ニーズに沿ったものであり、健全な発展に貢献していく」で十分であろう。 p.7 (佐藤委員)
- A. 「...かつ経営者責任者の考えや行動が社会に反するものでなく、...」を削除する。(上妻委員長)
- C. 「経営者」と「経営責任者」という言葉が混在している。違いがあるのかよくわからない。 p.8 (佐藤委員)
- A. 「経営責任者」と統一することとする。(上妻委員長)
- C. 最近の会社の関係では、内部統制、つまり十分な民主的な機能が働いて、初めて経営責任が果たせる、という考え方があるため、「強力な」「リーダーシップ」という表現をすると、ワンマン的なイメージにとられてしまう気がする。 p.8,9 (佐藤委員)
- A. 第2章以降にでてくる「主導的な」に変えることとする。(上妻委員長)
- C. 「ステークホルダーへの誠実な対応」は、要望に応えるということよりは、まずは、ステークホルダーの要望を「把握する」というところから入らなければいけないのではないだろうか。「期待に的確に応える」と始まっているが、把握したうえで応える、とした方がよいだろう。 p.8,9,20 (佐藤委員)
- A. ステークホルダーの対応に関して、意見を聴取する云々の前に、まず、理解をするという姿勢が必要だ、といった趣旨を冒頭に加筆する。(上妻委員長)

- C. バリューチェーン管理とトレードオフ回避 に「また特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させないことも配慮が必要です」とあるが、これは理想であって、環境負荷を発生させないことも配慮が必要は、書き過ぎではないか。p.9 (魚住委員)
- A. 「配慮をする」というのは、なくせと言っているわけではなく、なるべくそのような努力をしてください、と書いているに過ぎない。それが、「配慮」という表現となっている。(上妻委員長)
- C. 7ページで、「環境配慮経営」の定義のところ、「環境配慮の取組」というのを取ってしまうと、その後に「環境配慮等の取組」というのがたくさん出てくるため、少し読みづらい。p.7 (市村委員)
- A. この中に書いてある内容が、それ以降は「環境配慮等の取組」という言葉で表現されている点は、よく読んでいただくとわかるような気がする。どうしても違和感があるような部分は、ご指摘ください。(上妻委員長)
- C. 「ステークホルダーへの誠実な対応」という表現では、何か、うるさい者に対応するような印象がある。対案はないが、手を加えたほうが良さそう。p.8(市村委員)
- A. ステークホルダーへの対応は、エクストラな作業として実施しているわけではないと考えている。それに対して、どのような用語をあてるか、ということになると思う。何か適切な言葉がなければ、定義をして使うこととなる。(上妻委員長)
- C. この点については、統合報告に関連して翻訳に悩んだことがある。「レスポンシブネス アンド ステークホルダー インクリューズブネス」となっていて、感覚的には、非常に良いと思ったが、日本語には出来なかった。(市村委員)
- C. 8ページにある から と、12ページの図中「重要な視点」の5つが、似ているようで言葉が違う。p.8,12(加藤委員)
- A. 8ページの5つの項目は、環境報告の対象となるものが、どんな行動なのか。それが「環境配慮経営」という考え方で書かれていて、環境配慮経営がこれからどんな方向へ向かっていくだろうか、ということがまとめてあるといえる。
12ページの図中の5つの項目は、その環境配慮経営が向かっていく方向性を理解しながら、環境報告で書くべきものを決めていくときに、今の段階で、それから、これから5年とか10年ぐらいの段階で、特にこれまでなかったもので重要なもの、を列挙したものだといえる。(上妻委員長)
- C. 解説：などで、「環境的影響」という言葉が使われているが、「環境影響」Environment Impact という専門用語が環境影響評価という形で使われていこともあり、誤解を招くと考えられる。細かい専門的な理解を避けるためにも「環境への影響」などとしては、どうか。p.7(國部委員)
- A. 「環境への影響」に書き換える。また、同様に「社会的影響」などという部分についても「社

会への影響」とする。(上妻委員長)

C. 1章だけ「解説:」となっていて、2章以降と異なる。統一させるべき。第1章、2章(國部委員)

A. 修正する。(上妻委員長)

C. 8ページの文中、部分的に「時間軸」、「戦略的」、「広範囲」だけがゴシックになっている。統一させるべき。p.8(國部委員)

A. 修正する。(上妻委員長)

C. 「環境的影響」の部分と関連して、環境財務ワーキングが担当しているところで「経済的影響」という言葉を使っている。統一的な用語表現にあたっては、こちらにも配慮いただきたい。p.7(八木委員)

C. 「経済的影響」に関して、「経済への影響」ではまずいいのか?(上妻委員長)

C. 「経済」という場合に、要は、実態が幾つか入っているが、そのイメージが若干出にくいかもしれない。(八木委員)

C. 環境の場合には「環境への影響」でいいと思うが、経済についてはどうすればいいか。(上妻委員長)

C. (容易ではないので、) 追々考えることとしましょう。(魚住委員)

C. 作成中の部分だが、図示されている企業活動の3つの側面に関連して、「側面」と、「影響」など、それぞれの関係性をきちんと意識して書き進めていただけるとありがたい。p.2(八木委員)

C. 資源生産性の抜本的向上の記述が、判りにくい。...また成長要因にもなり得ます。と続く点、また、その次の、「生産と消費を分離することが、持続可能な社会に向けて大きな課題になっています」という点など。p.9(佐藤委員)

A. これは中間報告の文章をそのまま持ってきた部分。必要であれば、中間報告のほうをもう少し詳しく読んでください、といったような注記を付ける。(上妻委員長)

C. 「環境報告の考え方」に関係するところで、環境省の環境報告書のガイドラインの他、その後のいろいろ出てきたイニシアチブとの関係性などについて整理して欲しい。

また、CSR報告書やサステナビリティ・レポートに加え、いわゆる統合報告に関する議論が始まっているので言及した方が良いかもしれない。

また、様々な開示マターとして、例えばPRTR法という法規制や、CDPのようなものをこのガイドの中で環境報告と呼ぶのか、多少解説して欲しい。環境配慮推進法との関連もどこかで解説した方が良いかもしれない。p.4(富田委員)

A. 環境配慮推進法は、序章かどこかで触れる予定。CDPやPRTRなどの企業にとって重要度の高いような開示スキームとの関係が一体どうなののかについては、追加する方向で検討したい。

それから、統合報告については、開示形態、形式ではないため、環境省のガイドラインという立場上、その文言は入れにくいと考えている。(上妻委員長)

2. 第2章 環境報告の基本方針について 討議

- C. 一般原則、重要な視点、留意事項などがあるが、前のガイドラインでは、基本的要件などとなっていた。留意事項というレベルが低い印象があるが、この中に KPI が入っているなど、違和感がある。p.12 (國部委員)
- C. これについて何かよい用語はあるか。(上妻委員長)
- C. ここに挙がっているのは、基本的な決定事項といえる。これを決定しないと、報告ができないことから、「基礎的な決定事項」でどうか。(佐藤委員)
- C. ここでの趣旨は、形式要件として、必要なこと、間違いやすいことについて、注意喚起している、ということ。(上妻委員長)
- C. 2007年版のガイドラインでは、基本要件ではなかったか。(國部委員)
- C. 「基本要件」はこの後、記載事項の中で、基本要件として書かなければならないこととして出てくる。幾つかの注意すべき原則に近いようなものがあり、それぞれが、階層構造になっており、それを「一般原則」、「重要な視点」、「留意事項」と分けた。しかしながら言葉が適切でだと思っははいなく、定義付けをして使っている。(上妻委員長)
- C. では、「基本事項」ならどうか。(佐藤委員)
- C. KPIに関連して、いきなり(3)KPIの決定とするのではなく、「KPIの開示」などとした上で、説明の中で「KPIの決定」に言及した方が良い。
- (3)KPIの決定の囲みの中に、KPIの定義が見当たらない。文中、「特に環境配慮等の取組における戦略的な目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を説明するために、KPIを適切に決定して」とあるが、「何々のために、としたものが、KPIである。それを開示する。」とした方が良い。
- (3)KPIの決定の2.KPIの決定において、「環境配慮等の取組に受ける云々の、KPIは有効なツールです」とあるが、決定に関係ない文章である。
- (3)KPIの決定の2.KPIの決定の2文目において、「KPIの決定こそ、マテリアリティを判断して、決めていかなければならない」、つまり「ステークホルダーに対する重要性というものも考慮しなければならないはず」という点を書き込むべき。
- (3)KPIの決定の3.KPIの情報形態については、これも数値で出すのか比率で出すのか、ということだけでもかかわらず、「情報形態」というのは、大げさである。「KPIの開示方法」とか「KPIの表現方法」などとした方が適当であろう。
- (3)KPIの決定の3.KPIの情報形態の文中、「スコープ別」とあるが、一般用語としてのスコープと判断されたら誤解を招きかねないので、もう少し丁寧に書いた方が良い。p.23,24 (國部委員)
- C. スコープに関しては、用語の説明で取り上げる予定。
- KPIに関しては、ご指摘はもっともだと理解している。とはいえ、2.KPIの決定に「重要性」

- という文言が入ってくるほうが、むしろその KPI の性格を少し、全体、ここの部分だけを見るとわかりにくくしてしまうのではないか。(上妻委員長)
- C. KPI を重要性で判断するかどうかは、議論の分かれるところ。KPI にしたからには、経営責任者は、それに対するやっぱりコミットメント、社会に対する約束がなければ、やはり「Key Performance Indicators」という意味はないと思う。そういう表現が必要であろう。(國部委員)
- C. おっしゃっているご趣旨で、全体を構成してあると考えている。ここに、「コミットメント」という言葉を加筆した方が良いか。(上妻委員長)
- C. 日常的に利用しているものという意味では、「PI」でよい。普通のインディケーターの中で、なぜキーなのか、というところが、やっぱり十分書けてないと思う。KPI を、この委員会でどのように解釈するか、という点について、他の委員の方、どう思われますか?(國部委員)
- C. 経営者がどういう理由、思考プロセスで、これを KPI に選んでいるか、ということをしっかり説明するという要素が若干抜けているように思う。その上で、内部の意思決定の、この KPI の決定は、こういうような戦略に基づいて、ステークホルダーに対してこういう配慮をすると、こういうものが重要になる、という判断が、どこかで説明されていけばよいと思う。(八木委員)
- C. KPI の話は、ここだけで終わるのではなく、ここでは、KPI というものが重要だ、と言っているだけ。後段の 5 章以下のところに詳しく書かれることとなる。(上妻委員長)
- C. それであれば、良い。(八木委員)
- C. 最初に出てくるところが一番大事である。KPI は、非常に重要な項目で、KPI は経営者が勝手に判断していいものとするのか、それとも、もう少し重要なものとして提示するのは、このガイドラインを規定する上でも重要なポイントであろう。(國部委員)
- C. 経営者が勝手に判断するというよりは、経営者がその環境配慮経営を全体的にわかりやすくするために最も適切な指標としては何か、ということ。(上妻委員長)
- C. KPI の定義について、合意することが必要であろう。(國部委員)
- C. ここの囲みの中では、KPI は「主要な業績評価指標だ」ということしか、書いてはいないため、1 項目目として、KPI とは何かについて書くことになる。その際には、経営者が環境配慮等の取組をするにあたって、戦略的な目標の妥当性だとか達成度だとか、そういうものを評価するために日常使っている指標である、と書くことになるだろう。(上妻委員長)
- C. 「日常」的に使っているものは、KPI といえるのか。(國部委員)
- C. 中間報告での「金融の視点」について、ガイドラインに入れ込むにあたって、経営の実態が、戦略の立案から、実績まで、中長期のタイムフレームに従って、わかるように。それを「全容」ということで捉えようとしていた。その評価指標として、KPI を捉えていこうということであって、ステークホルダーにとってわかりやすくするという話の KPI では、ここではない。という位置付け。(上妻委員長)
- C. そうならば、この「KPI」というものが、経営者が社会に対して責任があるとか、コミットメントがあるということは、どうなるのか。(國部委員)
- C. ガイドラインそのものが、環境配慮経営を前提にしており、環境配慮経営そのものが、社会に対する責任を果たしていくという位置付けの中で書かれて、環境報告もそういうふうな位

- 置付けで書かれていますから、当然選ばれるものとしては、そういうものが選ばれていくだろうと考えている。(上妻委員長)
- C. もし合意が取れるなら、その点についても、明確に書いていただきたい。(國部委員)
- C. 日常とは、その時だけ、ステークホルダーの人たちに見せるためだけに書かないでください、という意味。普段あなたが実際に使っているものを書いてくださいという意味を込めて「日常的」という表現としている。(上妻委員長)
- C. 「日常的」については、「たとえば来年、再来年も、同じようにその指標でずっと見ていくのか、といった場合に、社会情勢や経済の環境や、それこそ環境問題の深刻度などの変化に応じて変わり得る。そのため「日常」という言葉の定義も、必要であろう。(加藤委員)
- A. 「日常」は、差し支えないなら削除する。
コミットメント、つまり、KPI が、利用者の人たち、何らかの説明責任を果たす上でわかりやすい指標となるよう選択するものだと位置付けることについては、検討させていただくこととする。
また、一番最初に、今言ったようなことを前提として、KPI の定義をまず最初に書くという形で、この部分を再構成することとする。(上妻委員長)
- C. KPIに関連する部分を判りにくいものとしている原因として、(3)KPIの決定の1.数値情報の有用性において、数値情報とか定量的な情報が全て KPI であるのかのように読めることがあるだろう。数値情報や定量性などについては、検証可能性や比較可能性などの話とか全部通じるため、切り出してもっと前の方に移した方が良い。p.23 (富田委員)
- A. ここで数値情報のことに触れたのは、もちろん KPI の前段の話として書いているのだが、もし書くということになれば、KPI と独立させて、数値情報の重要性を指摘していくということになるだろう。データの重要性を、どこかで訴えておきたい、というガイドラインの基本的なスタンスに立ち、KPIの方が先か後かどちらが良いか検討の上、独立させる。(上妻委員長)
- C. (5)検証可能性に関連して、中間報告では、検証可能性の説明が「再現性があること」と書いてあり、その正しさはさて置いても、ここでの表現とは違っている。p.17 (富田委員)
- A. 検証可能とは、事実がそのまま正確にわかることではなくて、どのように処理したかについて、加工されたデータから、オリジナルのものが推定できるということ。それを再現性と言っている。そのため、検証可能なものについては、なるべく計算方法など情報を作ったときのプロセスを記載してください、という考え方。(上妻委員長)
- C. (4)ステークホルダーへの対応に関連して、「ステークホルダーへの対応状況」に関する情報開示を非常に強く求めているように思われる。大事なのは、環境報告を用いて、ステークホルダーと対話をする事のほうであると思われる。あまり、対応状況の開示を強調するとミスリーディングではないだろうか。p.20 (富田委員)
- A. ステークホルダーへの対応に関しては、「環境配慮経営の全容」の中に、ステークホルダーのことを理解しながらとあるため、取り組んでいることを書くという意味では、書かざるを得ない。それを用いてコミュニケーションを図るのは、それぞれの企業が個社ベースで実施すればよい

話なので、それはガイドラインの関知する範囲ではないと考えている。(上妻委員長)

- C.(1)目的適合性の2.重要性の判断による記載事項の決定に、「経済的影響および環境配慮等の取組状況に関して、重要な情報をすべて網羅する」とあるが、1個1個の施策、取組というようにも読み取れてしまう。たとえば環境配慮などの企業の...企業活動における位置付け、戦略、方針、取組等、といった具合で加筆をして欲しい。p.13(加藤委員)
- A. 環境配慮等の取組は、環境配慮経営と使わずに中身がわかるようにする際に、統一的に用いている。ここを書き直すと、他も全部書き直すこととなり、全体のロジックが、崩れてしまう。その点については、環境配慮経営のところに加筆する。(上妻委員長)
- C.(2)表現の忠実性の4.準拠性について。算定式、算定方法について言うなら、算定式があるものは準拠性で良いが、そうしたものがない場合には合理性という観点が必要ではないか p.15(魚住委員)
- C. もともとのこのオリジナルは「Free From Error」という言葉で、中間報告では「無誤謬性」となっていた。「情報の作成方法が適切に選択され、その適用に誤りがないこと」という、カッコ書きがない文章をもともとのオリジナルとしていた。ワーキングの委員の中に、「完全性」とか「中立性」とかを入れるべきと指摘する方もいて、文章をわかりやすく書くこととしたが、「Free From Error」だけは訳せなかった。当初は「プロセスの妥当性」と書いていたが、それでは、算定方法の適切性については、言及していないような気もするため、準拠性にしようということになった。この「準拠性」のところを「合理性」と変えて、果たしてよくなるか。(上妻委員長)
- C. 算定方法が存在している場合は準拠性。算定方法がなく、独自に考え出した場合は、その算定式に対する合理性が大事、という整理になる。(魚住委員)
- C. では、「準拠性・合理性」か。(上妻委員長)
- C. 「適切性」でどうか。個人的には「合理性」だと思っている。「準拠性」も入れるのであれば、それを大きく含めて「適切性」もよいと思う。(魚住委員)
- A. たくさん付け加えると、さらにわかりにくくなるので、「合理性」とする。その上で、中身を見ていただくこととする。先ほどの國部委員のご指摘に関する回答が不十分だった点は、こちらの方で検討し、後ほどご相談にあがることとなると思うので、よろしく願います。(上妻委員長)
- C.(3)比較可能性の3.算定方法等の変更において、「それゆえ、法令等の改訂や社内基準等の変更」とあるが、法令等の改訂と、社内基準等の変更とは、分けて考えるべき。社内基準等の変更は、原則変更してはだめ。変更する場合は、より正確な算定方法や、合理的な方法に変えるといった場合に限り、変更する理由も含めて開示してもらった必要があるだろう。p.16(魚住委員)
- A. この趣旨は、算定方法が変わったら比較可能性がなくなるため、比較可能性が担保できるように、その影響を書いてください、ということ。後述の、基本的事項のところ、算定方法が変わった場合に、というところで2つに分けて言及することとし、ここでは法令等の改

訂から社内基準のところまでを削除する。(上妻委員長)

- C. (1)目的適合性の 2.重要性の判断による記載事項の決定において重要な情報についての定義の部分で、「...意思決定に「実際に」影響を与える情報...」とあるが、「実際に」が指す中身が、伝わりにくいのではないかと。 p.13 (八木委員)
- A. 「実際に」は、目的適合性と重要性の関係がよくわからない、という意見が、ワーキングの中でも事務局の中でも出た。少し、際立たせるという意味で「実際に」という言葉を入れたものだが、ないほうが良いというのであれば、削除する。ここに書いてあること以上のことを付け加えると、屋上屋を重ねることになる。原則の部分にあまりたくさん書かないようにし、これに関連しては、後ろのところ、事例を幾つか載せてもらうのも一案と考えている。(上妻委員長)
- C. (3)比較可能性において、事業者間の比較については、中間報告でもかなり非常に注意深く表現していたが、そうした点は、ここにきちんと入れておいた方が良い。 p.15 (富田委員)
- C. 「ガイドラインの改訂の経緯」などにて、比較可能性の事業者間比較については、必ずしもそれがいつも担保できるわけではない点に注意が必要だ、というようなことを入れることでどうか。(上妻委員長)
- C. この章があるのであれば、ここにも何か書いた方が良い。(富田委員)
- A. 4.事業者間比較という項目を設け、事業者間比較をするときには注意が必要。必ずしもバウンダリーが同じではないし、諸条件が違うので、数字そのものが完全に比較可能な状況ばかりとは限らない、といったようなことを追記する。(上妻委員長)
- A. p.23の(3)KPIの決定の 1.数値情報の有用性に関しては、p.16の(4)理解容易性の 3.数値情報の活用に移すこととする。また、p.23の(3)KPIの決定の囲みの中に、社会に対する説明責任を配慮する、といった文言を加筆する。 p.23,16 (上妻委員長)
- C. 利用者の意思決定について、マルチステークホルダーにとっての意思決定への影響とは、どういうことなのか。ここでは、利用者側のことではなく、作成者側のことを指しているのか。 p.13 (市村委員)
- A. 両方を指している。何らかの意思決定をしなければいけない人がいた時に、その情報を見て、その情報が、その人が意思決定をするときに必要な情報が全部あるのか、どうなのか、という考え方。(上妻委員長)
- C. 環境報告書を読む人たちは、やはり、意思決定などしていないといえるのではないかと。環境報告書は、もちろん意思決定に役に立つことも重要だが、ステークホルダーへの理解が重要。その理解が将来の意思決定に役立つだろう。というような、少しワンクッション入れるような文章をどこかに挿入していただくとよいだろう。(國部委員)
- C. そうなると、あらゆる情報をすべて入れねばならなくなることから、好ましくないとされる。意思決定をするかしないかではなく、意思決定をしなければいけないときに、必要な情報がある、ということであり、意思決定をする人たちが、全ての人たちだと言っているわけ

- ではない。(上妻委員長)
- C. この部分について、強調し過ぎると、どこまで情報開示していいのかが、非常に分かりにくくなるため、表現は強めない方が良さだろう。(富田委員)
- C. 表現を強めているわけではない。これは、概念フレームワーク...基本的にその会社が報告書を出すときに、役に立つ情報の特性が何なのか、ということを書いているだけ(上妻委員長)
- C. そうということなら、どちらかといえば、企業の環境に対する取組を知るのに有益な情報、という意味ぐらいでよいのではないだろうか。(富田委員)
- C. 富田委員のご指摘は、この目的の適合性の部分で、目的として、意思決定が強調され過ぎている、ということ懸念されている。そのため、もう少し、意思決定以外にも、企業を理解したいとか、いろんなニーズに適応するというのを目的として、具体的には、意思決定と整理した方が良いのでは。(國部委員)
- C. では、目的適合性のところの囲みの中の「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある」と判断した情報」というところを「有用な情報」に書き直し、その「有用な情報」の中身の説明において、その意思決定に影響を与えるということに言及する書き方にしてはどうか。(上妻委員長)
- C. 理解するとか、理解を促進させるとか、そういう目的も入れていただけたらいいかなと思う。(國部委員)
- C. それは、環境報告の目的の中にあり、ここでは、環境報告に入る情報の、特性のことを言っている。また、他のところと辻褃が合わないような書き方はなるべく避けたいため、原則では、必要最低限に書いた。事務局としては、できれば、誤解を生じさせないように、「意思決定をしない情報、意思決定に役に立たない情報も、目的適合的だ」というロジックの作り方は好ましくないと考える。(上妻委員長)
- C. 恐らく、日本語の、「意思決定」というのが、いけないのではないかと。英語で多分、「Decision」であり、そのまま、「意思決定」と訳している。「Decision」は、その内容の理解から日本語で言う意思決定まで、広く含んでいるような印象である。ではどう訳すかという困るのだが。(市村委員)
- A. では、「意思決定」について、説明責任を果たすという意味で、その説明責任を果たしてもらい、その内容を理解するということも意思決定の中に含まれる、といった内容の注記を加えてはどうか。(上妻委員長)
- C. (3)比較可能性については、私も富田委員の意見に賛成。絶対量で比較するには、バウンダリーや算定方法の明記が重要だが、読者側が比較するには、製品構成の違いや法規制の違いなどがあるため簡単に比較できない、といったことまで、言及して欲しい。p.15(魚住委員)
- A. 原則のところでは、そこまでは書けない。そのため、(3)比較可能性の4事業者間比較をする場合という項目を設け、ステークホルダーの中には、事業者間比較に関心の高いステークホルダーもいるということ、ただし、完全にそのバウンダリーが整っていても、状況に応じて、厳密な意味での比較は、非常に難しいため注意が必要といったことを書くこととする。(上妻委員長)

- C. 資源生産性の抜本的向上において、「経済成長とそれに付帯して増大する生産と消費を分離すること」は、やはり理解しにくいいため、例えば、増大する価値創造と資源消費を分離としてはどうか。p.9 第1章（魚住委員）
- A. 基本的には、消費が増えることで、資源の消費が増えていく。つまり消費者が消費をすることで、生産が必要になり、資源消費が増えていく。消費者が使う分に比例して、資源消費が起きないように生産性を高めてください、という考え方がわかるような形で、少し、言い換える。（上妻委員長）

3. 第3章 環境報告の記載枠組について 及び

4. 第4章 環境報告の基本的事項について 討議

- C. 【標準開示様式 2-1】において、「環境課題」の次に「重要」の欄があり、 が付いている。通常 KPI の、Key Performance Indicators の「Key」というのは重要、コアという意味であるため、KPI の中をさらに「重要」で振り分けるのは、問題であろう。p.29（國部委員）
- A. 「重要」にするのか「KPI」にするのかも含め、整理・統合し、修正する。（上妻委員長）

- C. 【標準開示様式 1-1】の上段、×1、×2、×3 という表示が、年号であろうが判りにくい。p.29（國部委員）
- A. 年号等がわかるような表示に修正する。（上妻委員長）

- C. 【標準開示様式 1-1】などで「CO₂」にエクイバレントの「e」が付いているが、すべて「CO₂e」とするのかも含め、説明が必要であろう。p.29（國部委員）
- A. 「e」に関して、少なくとも書いてあることの意味がわかるよう注記を加える。（上妻委員長）

- C. 記載にあたっての留意点に、報告対象の主要な会社数があるが、会計においてはうまく行く考え方であろうが、環境においては、ISO 14001などをベースにしている場合があるため、会社よりも事業所という考え方を明確に入れて欲しい。p.35（富田委員）
- A. ご指摘の通り、ここでは、例えば会社名や会社数、事業所名や製造施設などを指していることを踏まえて、もう少し一般的な表現となるよう修文する。（上妻委員長）

- C. 捕捉率についても、前項と同様、理想論が述べられているが、環境においては、100%はなかなか判らないというのが現実であろう。
実際には、この（ ）にある、捕捉率が正確に把握できない場合のやり方、などを採用せざるを得ないと思われる。そうした点が判るよう書いたほうが、実務的なガイドになると思う p.36, 37（富田委員）
- C. ご指摘の通りである。とはいえ、製造事業所などのうちの何割ぐらい、などというのは、書けないものか？（上妻委員長）
- C. 例えば、製造事業所だけに限定すれば、可能だと思う。本当の意味での会社全体となると、間借りしている小さなオフィスなどは、不可能となるだろう。（富田委員）

- C. 例えば、100%連結範囲を集計している、といっているような会社の場合は、そうした問題をどうしているのか？（上妻委員長）
- C. そのような企業があるかどうかは判らない。我々の場合は、ISO 14001 の取得範囲としているが、認証の範囲は、全ての製造事業所と、営業所的には 100 人以上の非製造事業所となっており、非常に小さいオフィスを間借りしていて、10 人しかいない子会社などは無視されている。小さな会社であっても、たまたま本社ビルにいれば、それは入っていると。そういった区分けになっている。（富田委員）
- C. 状況、わかりました。これは 2007 年版のガイドラインと同じ内容だが、当時から企業の委員の方々より、そんなことできないと、ずっと言われ続けているところである。バウンダリーが、企業ごとに異なっていて、厳密でなくても、ラフにでも、比較可能性がないという点が大きな問題点なのだが、どうすれば良いか？（上妻委員長）
- C. たとえば製造と非製造、日本国内と海外、本社と子会社、などいろいろな切り口があるといったことについて、どこまで、報告対象範囲に含めたかを明示しなさい、といった書き方が、やみくもに捕捉率で 88%などというよりは、より意味ある説明になるのではないか。（富田委員）
- C. ということは、捕捉率を記載するよりも、バウンダリーのところで言及したほうが良いということになるのか。（上妻委員長）
- C. そもそも捕捉率に関しては、限界がある。書ける場合に限るなどすればよいのではないか。また、比較可能性についても、ほぼできないと考えているので、こちらあまり強調せずに、限定的に書けばよいのではないか。（國部委員）
- C. 投資家の視点としては、厳密な情報は欲しいが、限界もあるというのを理解した上で、どうやって使っていくのか、という方がむしろ重要である。（加藤委員）
- C. 確かにおっしゃる通り、正確にできないものに対して、ミスであるように言ってしまうのは、無理があるようだ。（上妻委員長）
- C. 製造事業所、非製造事業所、それからオフィスとか事務所、営業所などの数を開示した上で、捕捉しているところの割合を示すと、非常に少なくなりすぎて、逆にミスリードすることも起こりえる。（魚住委員）
- A. 実態に合っていない記述であることが判ったことを踏まえ、バウンダリーが連結範囲でない場合に関しては、その捕捉範囲がわかるような、指標の取り方をしてください、というように修正する。具体的な数値例などについては、皆様にお伺いすることがあるかと思うので、よろしくお願いたします。（上妻委員長）
- C. (5)投融資における環境配慮の状況において、投融資と表現すると、金融を思い浮かべてしまう。ここだけ金融に特化した項目が出てきているようにも見受けられ、唐突感がある。金融にとっての投融資は、本業を通じた取組でもあり、(1)将来ビジョン及び戦略等にも含めることも出来るのではないか。p.30（加藤委員）
- A. 「投融資における環境配慮の状況」は、2007 年版ガイドラインにもあった。この部分では、事業会社が、実際に行う投融資のことを指していて、5 章などで、触れる予定。タイトルについては、例えば、「投資」だけにした方が良いか？

- 2007年版の際には、「環境配慮促進法」との関連で入れた内容。環境配慮促進法、第4条で、「金融機関だけでなく、全ての事業者に対して、投資その他の行為をするときには、環境情報をきちんと勘案して行うように努めてください」といったことを求めている。そのため法定事項であり、入れざるを得ないため、ここには、第5章を参照する旨などの注記をすることとする。(上妻委員長)
- C. タイトルを、「投資等における」にして、金融機関のみならず、事業者の設備投資をイメージしやすくしてはどうか。(魚住委員)
- A. 法律との関係もあり、検討する。詳しい中身を含め、次回、ご検討いただきたい。(上妻委員長)
- C. エグゼクティブ・サマリーの重要性により記載が必要となる情報・指標には、環境に関連する財務情報や経済的影響などが必要と思われる。個別のケースには入っているが、全体についての取組には、挙げられてない。p.44(八木委員)
- A. 財務データは、必要な場合にはそれぞれの項目につくことになると思うが、全社的なものについても追記する。(上妻委員長)
- C. 【標準開示様式3：マテリアルバランス】の事業エリア内の部分に、ストック情報を追加して欲しい。有害物質に限らず、あらゆるストック情報、例えば、危険物、有害物質の他、放射性物質、PCB、アスベスト、土壌汚染なども。事業エリア内に留まっている限りは、ストック情報であるという考え方。p.31(魚住委員)
- C. マテリアルバランスは、インプット、アウトプットの表なので、あまり加工できない。魚住先生のご意見については、マテリアルバランスの説明の下に、ストック情報もある旨追記するなどしたほうが良い。ストック情報は、いわば、昔のインプットといえるため、今年のインプット、アウトプットの表に出てくるのはおかしいことになる。(國部委員)
- C. エコバランスの考え方もあり、環境に影響をあたえるインプットとアウトプットを並べると、インとアウトは必ずしもバランスは取れていない。例えば、この表でも、総物質投入量と、総製品生産量などは、在庫が増えれば合わなくなる。(魚住委員)
- A. この事業エリア外のところの下のところ、そのストック情報があるという形で図示したり、注記で対応したり、その位置付けについては、説明文を加えるなどする。(上妻委員長)
- C. エグゼクティブ・サマリーの重要性により記載が必要となる情報・指標の中に、トピックスと、不利な情報が入っているが、エグゼクティブ・サマリーとして書くべきなのか。イメージが合わない気がする。p.44(佐藤委員)
- A. サマリーは、本文で書かれたものが要約されている、という位置付けになっているため、本文には、詳しくきちんと書かれていて、その要約がこちらに載ることとなっている。これについては、いろいろご議論あると思うが、環境報告だと、最近では、だいたい40ページから50ページぐらいだと思うが、それを3~4ページぐらいで、重要性の高いものだけ取り上げて、エグゼクティブ・サマリーが作られる。そのため、本文に記載の無いものは載らないと考えている。(上妻委員長)

- C. 「PDCA」の英語が、「Plan、Do、Check、Action」となっている。日本語はアクションのほ
うが多いが、正確には、全部、動詞形の「Plan、Do、Check、Act」である。p.49（國部委
員）
- A. 修正する。（上妻委員長）
- C. 第一部 環境報告における基本 というタイトルは、環境報告の基礎ぐらいにしておいたほ
うがいいような気がする。また、第二部 環境報告における記載事項も、環境報告の記載事
項でよいような気がする。目次関連（上妻委員長）
- C. 一部と二部は、なくてもいいように思う。（國部委員）
- C. 要らないかもしれません。（佐藤委員）
- A. 削除することとします。（上妻委員長）
- C. 前回は指摘したが、震災や天災など事故が起こった場合、それらによる環境影響についても
可能な限りすべき、という考え方を示したい。6章の目次を見る限り、定常状態の話にとど
まっている印象がある。既に発行されている環境報告書において、たとえば PCB 含有機器や
重油タンクなどが津波で流されたことなど、記載されていない。第6章（魚住委員）
- C. その点については、入れることとなっている。現状では第6章 4.(6)その他の有害物質の産出・
保管・排出に関する対応策として取り上げる予定。ネーミング等が悪いのであれば、修正し
たい。例えば「重大な環境事故等」か？（上妻委員長）
- C. 「環境リスク」の話だと思うが。（魚住委員）
- C. 環境リスクは重要な話題である。まさに、意思決定に関連する。（國部委員）
- A. (6)をやめて、一番最後に「環境リスクについて」という項目を設けて、もう少し幅広く言及
することとする。（上妻委員長）
- C. エグゼクティブ・サマリーについては、先ほど、上妻先生が、3~4 ページで記載するとおっ
しゃっていたのですが、この部分の概要や留意点などで3ページも記載があるため、これを
書いたら、3~4 ページに収まらないような気がする。p.44（市村委員）
- A. それ以上の量となると、サマリーにはならなくなる。なるべく短いページ数で収まるよう
な形ということがわかるような作り方となるよう、ワーキングに持ち帰って検討させてくだ
さい。（上妻委員長）
- C. (1)経営者の緒言の 記載が必要な情報・指標のイ. 署名は、あまりに情報内容がないため、た
とえば当期の状況に対する経営者の評価に変えるなどしてはどうか。p.42（國部委員）
- A. この部分は、2007年版ガイドラインそのままとなっている。実務の状況が少しわかるように、
無駄なページ数を使わないで済むよう、検討する。（上妻委員長）
- C. さきほどの「環境リスク」との関連で、今、第7章において全体的に分析しているのだが、
できればそちらで使えるように、包括的な内容を第6章に挙げていただき、それを受けて第

7章、という形にしていただけるとありがたい。第6章、第7章（八木委員）
A. 環境財務ワーキングと、うまく連携が取れるような形で、構成する。また後で、皆様にも、
相談をさせていただきます。（上妻委員長）

5 . 次回会合予定

1月26日（木） 15:00～18:00 全日通霞ヶ関ビル

以上